

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋、原子炉建屋付属棟、チャコール建屋内において、昇降用梯子の落下防止フックの紛失等(20箇所)が認められたため、当該フックを取付・修理。	GIII	
2	1号機	タービン建屋、サービス建屋、東側屋外・熱交換器建屋内において、昇降用梯子の落下防止チェーン及びフックの紛失等(102箇所)が認められたため、当該チェーン及びフックを取付・修理。	GIII	
3	2号機	原子炉建屋、原子炉建屋付属棟内において、昇降用梯子の落下防止フックの紛失(12箇所)が認められたため、当該フックを取付・修理。	GIII	
4	2号機	タービン建屋、屋外・熱交換器建屋内において、昇降用梯子の落下防止フックの紛失(44箇所)が認められたため、当該フックを取付。	GIII	
5	3号機	残留熱除去系熱交換器A出口温度記録計において、指示値の急上昇が認められたため、当該検出器等を点検・修理。	GIII	
6	3号機	原子炉建屋内において、昇降用梯子の落下防止チェーン及びフックの紛失(5箇所)が認められたため、当該チェーン及びフックを取付。	GIII	
7	3号機	タービン建屋内において、昇降用梯子の落下防止チェーン及びフックの紛失(1箇所)が認められたため、当該チェーン及びフックを取付。	GIII	
8	3号機	屋外・熱交換器建屋において、昇降用梯子の落下防止チェーン及びフックの紛失(1箇所)、手摺の変形が認められたため、当該チェーン及びフックを取付、手摺を修理。	GIII	
9	4号機	タービン建屋内において、昇降用梯子の落下防止チェーン及びフックの紛失(16箇所)が認められたため、当該チェーン及びフックを取付。	GIII	